



農業委員会だより



原田市長へ日田市農政施策に関する「意見書」の提出

農地利用の最適化の推進に向けて!!

今年7月、任期満了に伴い農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選が行われ、新たな顔ぶれになりました。昨今では、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会が大きく変わりつつありますが、感染対策も徹底しつつ、農業委員会は市とともに更なる日田市の農地利用の最適化に努めてまいります。

目次

- 第24期農業委員紹介
・・・P.2～P.3
- 第2期農地利用最適化推進委員紹介
・・・P.4～P.5
- 区域設定一覧表・・・・・・・・P.6
- 農業委員会活動報告・・・・P.7
- 農業委員会からのお知らせ・・・P.8

第24期 農業委員19名の紹介

今年七月、任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、第二十四期農業委員として十九名の方が市長から任命されましたので、紹介いたします。

日田市農業委員会

会長 石井 照久(前津江町)



日田市農業の更なる躍進の為、
礎になると共に地域農業発展に
力を尽くします。

副会長 松原 忠雄(大山町)



農業委員会法が改正され、二期
目に当り、日田市の農業問題に対
応出来る委員会作りを目指しま
す。

横田 秀喜(大山町)



猪鹿等の有害
鳥獣対策が急が
れる。関係機関と
連携し、農地農業
の保全に取り組
みたい。

江藤 義幸(天瀬町)



日田地域の農
業振興にひとつ
でも役立てる様
取り組んで行き
たい。

左原 三枝子(三池町)



農業に安定安
心出来るように
女性委員として
努力し、取り組
みたいと思います。

綾垣 和子(三本松新町)



地域農業の安
定、振興、発展の
為に、微力ですが
尽力させて頂きた
いと思います。

森 克男(大山町)



中山間地である
日田の農業生産物
を都市の消費者が
喜んで買って頂け
るように努めま
す。

飯田 隆(天瀬町)



農業後継者の育
成と地域農業の振
興及び活性化を図
り発展に努力しま
す。



河津 裕治 (天瀬町)

農業を取り巻く状況は厳しい中、休耕地の解消、地域農業の発展に努力します。



川津 美利 (天瀬町)

食料の安定供給は、農地を守り農地を活かすこと。農地利用の最適化に努めます。



湯浅 正徳 (天瀬町)

高齢化が進む中、地域農業の活性化に努力いたします。



中島 浩司 (三ノ宮町2丁目)

農地の保全と、日田市農業の発展に努めます。



財津 満寿光 (月出町)

営農組合や法人、個人への集積を図り、中山間地域の農地の保全に努力いたします。



川津 清則 (中津江村)

休耕地が増える中どこまで抑えるか！後継者の育成に努め、農地を守る。



原田 文利 (大鶴町)

地域の農地を守るため、担い手となる就農者の育成・支援と農地の集積を進めたい。



伊藤 明美 (神来町)

農業の厳しい状況の中、微力ながら地域農業のためお役に立ちたい。



美野 英俊 (鈴連町)

中山間地域農業は高齢化が進み後継者の育成が課題。持続可能な農業に向け努力します。



高瀬 義徳 (日ノ隈町)

農地の荒廃・担い手不足の解消・付加価値ある農業基盤の確立・環境の整備に努めます。



財津 政美 (天神町)

半世紀に渡る農業生産や販売の経験を日田市農業の発展に活かしたい。

(掲載は議席番号順です)

第2期 農地利用最適化推進委員

19名の紹介

今年七月、任期満了に伴い改選が行われ、第二期農地利用最適化推進委員として十九名の方が委嘱されましたので、紹介いたします。



高瀬区域
三笥 成一 (銭測町)

農業を取り巻く状況は厳しい中、地域の声を良く聞き、遊休農地解消・集積に努めます。



日田・五和区域
高倉 等 (緑町1丁目)

耕作放棄地の解消、地域農業の振興と促進を目指し若者の農業参加を増やしていきたい。



三花区域
中島 幸一郎 (市ノ瀬町)

高齢化、担い手不足が進む中で中山間地域の農業のあり方を模索、農地保全に取り組みたいです。



西有田区域
中嶋 ひとみ (三ノ宮町2丁目)

地域農業者の声を、今後の地域農業発展へ結びつける事が出来る様努めて参ります。



三芳区域
福井 龍太郎 (神来町)

農地利用最適化の推進に取り組めます。



東有田②区域
大谷 定治 (岩美町)

農業者の意欲向上を目指し、耕作放棄地の発生防止に努めます。



東有田①区域
小山 一善 (諸留町)

売れる農地の売買、耕作可能な農地の賃貸等斡旋により農地の有効活用に向けて努めます。



三花・小野区域
諫山 文彦 (財津町)

中山間地での農地の管理、保全又地域に適した農地の有効利用を考えていきたい。

朝日区域

平川 静雄 (山田町)



農家の意見を吸い上げ、荒廃地の減少や農業振興につなげられるよう尽力していきたい。

光岡区域

木薮 一敏 (新治町)



耕作放棄地の解消と、農地の有効利用を進めていきたい。

大鶴区域

佐谷野 利幸 (大肥本町)



中山間地の農村環境は農地の維持が困難です。地域の課題がやわらぐ様活動します。

夜明区域

森山 周次 (夜明上町)



一人暮らしでは、野菜を作っても食べきれない。以前は自家自給で荒地はなく農業が楽しい日々であった。

前津江区域

佐藤 学 (前津江町)



前期に引き続き二期目も農地利用について維持・改善に尽力します。

上・中津江区域

石川 元和 (中津江村)



地域農業の維持、発展のため活動し、取り組んで行きたいと思えます。

西大山区域

河津 昭二郎 (大山町)



新規就農者と休耕田を繋げ、魅力のある農業と町づくりを力を入れていきたい。

東大山区域

矢羽田 市夫 (大山町)



集落内の耕作放棄地が美化又は、地域の和に繋がるような活動を目指していきたい。

馬原区域

高瀬 俊和 (天瀬町)



就農者の高齢化。災害多発による農地の荒廃化を防ぎ新規就農者の支援に努力したい。

中川区域

河津 正徳 (天瀬町)



耕作放棄地の解消、農業後継者の育成に努めていきたい。

五馬区域

音成 博文 (天瀬町)



高齢化に伴う、農地の耕作放棄地の解消、地域農業の活性化に努力いたします。

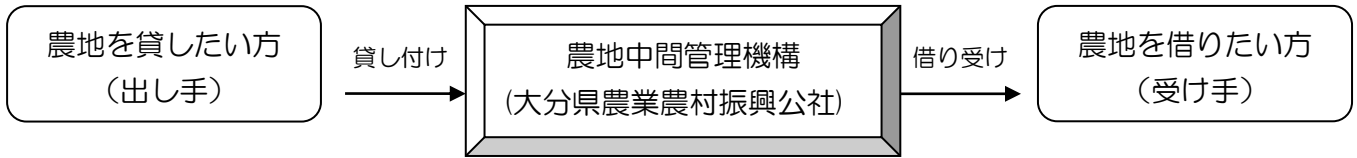
(掲載は担当区域順です)

農地利用最適化推進委員担当区域一覧

区域名	農地委員	担当の地区(自治会)
日田五和	高倉 等	亀川・日ノ隈・中釣・中ノ島・堀田・亀山・本庄・三隈・大和・川原・若宮・元町・南元町・本町1・本町2・東町1・東町2・中央通1・中央通2・中央通3・三本松・淡窓・中城・港・丸の内・豆田第1・豆田第2・城町1・城町2・上城内・丸山1・丸山2・城内新町・石井町1・石井町2・石井町3・高井・内河・小山・緑町1・緑町2
高瀬	三笥 成一	高瀬本・大宮・琴平・八幡・大日・南部・誠和・銭淵・京町・串川1・串川2・上野
三芳	福井 龍太郎	田島1・田島2・田島3・田島本・田島・刃連・下井手・三芳小淵・大部・桃山・小ヶ瀬・日高・神来・求・古金
西有田	中嶋 ひとみ	上手・坂井・三ノ宮町1・三ノ宮町2・石松・尾当・有田・三池・中尾・水目・秋山・あやめ台
三花	中島 幸一郎	秋原・市ノ瀬・伏木
三花小野	諫山 文彦	天神・清水・財津・藤山・三和団地・三河・鈴連・殿・源栄
東有田①	小山 一善	池辺・松野・諸留・上諸留
東有田②	大谷 定治	月出・羽田・日の本・岩美・東羽田
朝日	平川 静雄	小迫・朝日・二串・君迫・山田・朝日ヶ丘
光岡	木藪 一敏	日ノ出・清岸寺・吹上・玉川・玉川3・新治・南友田・北友田1・北友田2・北友田3
大鶴	佐谷野 利幸	鶴城・鶴河内・上宮・大鶴本・大肥・大鶴・大肥本
夜明	森山 周次	夜明上・夜明中・夜明関
前津江	佐藤 学	柚木・出野・大野・赤石
中津江 上津江	石川 元和	野田・川辺・丸蔵・鯛生・上津江川原・都留・上野田・雉谷
西大山	河津 昭二郎	老松・西峰・北部の一部・烏宿・清流の一部・南部・中央の一部
東大山	矢羽田 市夫	都築・北部の一部・中央の一部・清流の一部
馬原	高瀬 俊和	丸山西・丸山東・馬原1・馬原2・馬原3・女子畑
中川	河津 正徳	桜竹1・桜竹2・赤岩・湯山・本城・五馬市東・五馬市西
五馬	音成 博文	出口・塚田
19 区域		

農地中間管理事業による農地の貸借をしませんか？

農地中間管理事業とは農地中間管理機構（大分県農業農村振興公社）が、農地を貸したい方と農地を借りたい方の中間的受け皿となって、農地の集積・集約化を進める事業です。



～農地を貸したい方へ～

- ①賃借料は受け手から機構が徴収し、機構が責任をもってお支払いします。
- ②借入期間が過ぎたら、農地はお返しします。（延長もできます。）
- ③機構に貸し付けをした農地にかかる固定資産税が軽減される場合があります。（一定の条件を満たす必要があります。）

～農地を借りたい方へ～

- ①まとまりのある農地を借り受けたり、他の受け手と農地を交換したりして、農作業の効率化が図れます。
- ②出し手が多数でも、賃借料の支払先は機構に一本化されます。
- ③万一、出し手が相続人に移っても、契約期間内は変わらず耕作できます。

詳しくは、日田市農業振興課（電話番号 0973-22-8211）にお問い合わせください。

国が支える。安心が大きくなる

担い手 積立年金

【愛称】

農業者年金

農業者年金は、次の条件を満たす方はどなたでも加入できます。

○60歳未満の方

○国民年金第1号被保険者

（国民年金の保険料納付免税者は除く。）

○年間60日以上農業に従事している方

（配偶者・後継者も可）

認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助（月額最大1万円）があります。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJA窓口（農業協同組合）へお問合せください。

日田市のホームページからでも農業委員会の情報がご覧いただけます。

http://www.city.hita.oita.jp/soshiki/nogyo/nogyo_jimukyoku/index.html

主な内容

- 農業委員会の業務内容
- 農地法関係の申請手続き案内
- 各種申請書様式のダウンロード
- 農業者年金に関する情報
- 農業委員会が発行する証明
- 農業委員会総会議事録
- 農業委員会だより
- 農地の賃借料情報 等

農地の「賃借料情報」を提供しています！

農業委員会事務局では、農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報を提供しておりますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸手と借手の両者でよく協議したうえで締結してください。

農業委員会からのお知らせ

お問合せ先

農業委員会事務局 (市役所 3 階)
☎0973-22-8213

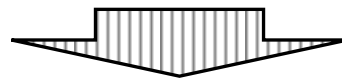
農地に関する手続きについて

「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり貸したり、転用してもいいのでは」と思っている方はいませんか。

- 農地を『売ったり』『貸したり』『転用』したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地(田・畑)であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。



農地を売買 または 貸し借りするときは	自分名義の農地を 転用するときは	他人名義の土地を買う または 借りて転用するときは
3 条 申 請 及 び 農業経営基盤強化促進法	4 条 申 請	5 条 申 請



■ 農地を耕作目的で売ったり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。

■ 農地を取得する適格者(耕作等の面積が申請地を含めて下限面積25a以上)でない場合には許可されません。

■ 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て許可が必要です。

■ 農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

注意!!

申請書の
締切りは

毎月
17日

来年の3月から、申請書の締切日が毎月17日に変更になります。来年の2月までは例年通り、毎月24日が締め切りです。

※17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

- ◎ 農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎ 許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告・登記まで済ませてください。
- ◎ 違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

農地を相続した場合…

農業委員会への届出が必要です!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。
- 耕作できない場合は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。